

## とんだぼやし認定調査通信（4号）



### この特記事項の内容についてどう考えますか？

1-5. 座位保持（能力） 【判断に迷う特記事項の例】

認定調査の間、背もたれのある椅子にもたれて座っていた。 選択 「支えてもらえればできる」

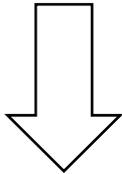
#### 【判断に迷う点(気になる点)】

調査時に背もたれにもたれて座っていた様子だけを見て「支えてもらえればできる」と判断していないか。能力的に背もたれがないと座位保持ができないのか。

#### 【定義】(調査員テキストより)

「座位保持」の能力を評価する項目である。

ここでいう「座位保持」とは、背もたれがない状態での座位の状態を10分間程度保持できるかどうかの能力である。



普段の様子ではなく能力で評価することが重要です。

POINT !

「支えてもらえればできる」は背もたれがないと座位が保持できない、あるいは、介護者の手で支えていないと座位が保持できない場合をいい、比較的介護度の重度の方が想定されます。

今回の記載では、調査時に背もたれにもたれていた様子から「支えてもらえればできる」を選択していますが、能力の項目になりますので、背もたれがないと座位が保持できないのかで選択します。

※調査時に10分間程度座ってもらって確認が難しい場合、食事中や排泄の状況を聞き取り選択してください。

#### 【わかりやすい特記事項の例】（「支えてもらえればできる」の場合）

腰痛があり、日頃から横になり過ごすことが多く、10分の座位保持には背もたれがなければ困難。食事中も常に背もたれを使用しているとのこと。



読み手に伝わりやすい特記事項の記入にご協力をお願いします。

※市町村によって解釈に違いがある場合もありますので、ご留意ください。